

答申（制） 第19号
平成22年3月25日

長崎県知事 中村 法道 様

長崎県個人情報保護審査会
会 長 堀江 憲二

個人情報の取扱いについて（答申）

平成21年12月25日付け21林第738号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

今回適当と認めた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるようお願いいたします。

記

条例第9条第2項に基づくオンライン結合による提供の制限の例外に関する事項について

諮問された事項については、オンライン結合による提供が必要なものと認められます。

なお、実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう万全の措置を講じられることを要請します。

諮問に係る事項

オンライン結合による提供の制限に関する事項(第9条第2項)

特定のものに対する提供(個別システム)

番号	システムの名称	提供対象の個人の 類型 【提供対象の個人 情報の項目】	提供先	オンライン結合による提供の必要性等
1	ながさき モリナビ 長崎県森林地理情報システム (市町村向け)	森林所有者 【氏名】	市町 林務担 当部局	<p>本システムの森林基本情報は県知事が森林法により作成する森林計画図簿であり、森林計画制度に基づき市町へ配備すべきものである。</p> <p>森林計画制度において、市町長は「市町村森林整備計画」の樹立をはじめ、森林所有者が作成する「森林施業計画」の遵守・指導、伐採届出や保安林内間伐届の受理など多くの事務を行っている。</p> <p>林務行政における市町が担う役割は大きいがいずれを適正に効率よく遂行するには森林計画図簿を電子データとして共有し利用することが不可欠である。</p> <p>本システムの利点は、地図情報と森林情報のリンクであるため、システムの性質上、森林所有者名の提供は不可欠であり、手作業処理や磁気テープ等の搬入では本システムの利用効果が期待できない。</p> <p>提供先は市町に限定されており、高度な安全機能が維持されている総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用し、担当者の特定やパスワードの設定など適切な保護措置が講じられている。</p>